

学校法人福岡大学行動憲章及び行動指針

平成 27 年 4 月 1 日制定

《学校法人福岡大学行動憲章》

学校法人福岡大学は、建学の精神及び基本理念に則り、教育、研究及び医療の発展に努め、これらの活動を通して広く社会に貢献します。

本学の理事及び職員は、教育、研究及び医療を担う機関として本学に課せられた公共性と社会的使命を認識し、高い倫理観をもって、その職務・役割を誠実に遂行し、教育、研究及び医療の発展に努めます。

《学校法人福岡大学行動指針》

本学は、「行動憲章」のもと、次の行動指針を定め、これを実践していきます。

1 基本的人権等の尊重

私たちは、本学の学生、生徒、患者、職員及び職務遂行上の関係者の基本的人権・人格・価値観及びプライバシーを尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除します。私たちは、暴力行為、ハラスメント、差別的言動に対して厳正に対処します。

2 コンプライアンスの励行

私たちは、法令及び本学の諸規程を遵守して誠実かつ公正に職務を遂行し、社会の倫理規範及び良識に則って行動します。

3 個人情報等の管理

私たちは、業務上知り得た個人情報はじめとする本学内にある機密情報を適切に管理し、保持に努めます。この情報を漏えいすることは重大な不正行為であることを認識し行動します。

4 健全な職場環境等の構築

私たちは、すべての職員がその個性と能力を十全に発揮できるよう、公正性かつ公平性のある教育、研究及び医療並びに健全な職場の環境の整備を図るとともに、男女が均等に本学の教育、研究及び医療並びに運営の責任を担う共同参画の実現を図ります。

5 資産等の適正な管理

私たちは、法人財政が学生生徒等納付金、国庫補助金、寄付金等により成り立っていることを認識し、本学の社会的使命を達成するため、資産及び外部資金を適正かつ効率的に

管理し、正当な業務目的に使用します。また、取引先の選定を行うに当たっては、合理的かつ公正に行い、さらに自己の立場を利用した取引は行いません。

6 自己点検・評価の実施

私たちは、本学の教育、研究及び医療に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、恒常的に自ら点検・評価を行い、さらに、客観性及び公正性を担保するため、外部評価を経るとともに、この自己点検・評価の結果を学内外に公表して、教育、研究及び医療の改善や業務改善に努めます。

7 積極的な情報公開

私たちは、学生、生徒、卒業生、保護者、患者ばかりでなく、社会全体に対し、積極的に、教育、研究及び医療の活動状況・財政状況等を適切に開示し、本学に対する理解と信頼を確保します。

8 社会貢献及び国際交流

私たちは、教育、研究及び医療を担う機関として本学に課せられた公共性と社会的使命を果たすべく、常に地域社会との密接な交流や積極的な協力・連携を通じて、地域社会の発展に貢献するとともに、教育研究の成果を積極的に社会に還元します。また、現代社会のグローバル化に対応するため、アジアを中心に世界の諸国・諸地域と積極的に交流を促進し、国際的相互理解を深めます。

9 環境への配慮

私たちは、地球環境の現況を認識し、常に環境の保全や資源の保護に心がけた活動を推進します。